

国民年金保険料の改定

4月分から、国民年金保険料が改定されます。

月額（改定後） 16,520円

口座振替などで前納（まとめて前払い）すると保険料が割引になります（最大2年分を口座振替で16,100円割引）。

また、納付することが困難な場合は、申請により保険料の納付が免除・猶予となる保険料免除制度や納付猶予制度（50歳未満）がありますので、お早めにご相談ください。

問千葉年金事務所（中央・若葉・緑区） ☎242-6320

幕張年金事務所（花見川・稲毛・美浜区） ☎212-8621

区役所市民総合窓口課

中央 ☎221-2133 FAX221-2680 花見川 ☎275-6278 FAX275-6371

稲毛 ☎284-6121 FAX284-6190 若葉 ☎233-8133 FAX233-8164

緑 ☎292-8121 FAX292-8160 美浜 ☎270-3133 FAX270-3193

市税のキャッシュレス決済がさらに便利になります

4月から、市税の納付書の表面に印刷される二次元コードを利用することで、インターネットでのクレジットカード決済やネットバンキング、スマートフォン決済アプリでの納付手続きがさらに便利になります。

対象となる税の種類

- ・固定資産税・都市計画税（土地・家屋）
- ・固定資産税（償却資産）
- ・軽自動車税（種別割）
- ・市県民税（普通徴収）

さらに便利になるポイント

インターネットでのクレジットカード決済、ネットバンキングを利用する方

地方税お支払サイトを利用して、二次元コードを読み込むことで、納付番号などの入力を省略できます。

スマートフォン決済アプリを利用する方

利用できるアプリの種類が増えます。

詳しくは、[地方税お支払サイト](#)

注意事項

- ・キャッシュレス決済を利用する場合、領収証書は発行されません。
- ・納税証明書が至急必要な場合は、領収証書の持参が必要となりますので、金融機関やコンビニエンスストアなどの窓口で納付してください。

問納税管理課 ☎245-5125 FAX245-5993

動物介在教育活動ボランティア養成講座

犬との正しい触れ合い方、命の大切さなどを子どもたちに伝える動物介在教育活動をするボランティアを養成します。

ぜひ、参加してみませんか。

日時 5月10日、6月14日、7月12日
の水曜日
10:00～12:00 全3回

会場 動物保護指導センター、オンライン（Zoom）

対象 18歳以上の方

定員 先着25人

申込方法 Eメールで、必要事項(16面)のほか、参加を希望する会場、犬を飼っている方は犬種・名前・年齢も明記して、日本動物病院協会 capp@jaha.or.jpへ。

問日本動物病院協会 ☎03-6262-5770（平日13:00～17:00）

FAX03-6262-5253



はり、きゅう、マッサージ施設利用券

65歳以上で、2021年（7月以降の申請は2022年）の給与所得または年金所得が210万円未満の方（それ以外の所得のみの方は200万円未満）を対象に、施術費用（保険診療での施術は対象外）の一部（800円）を助成する利用券を年間10枚交付します。

必要書類 ・申請者の本人確認ができるもの（保険証など）

・委任状（利用者の同居親族以外の方が申請する場合）

*利用者の所得が市で確認できない場合は、所得が分かる書類（課税証明書、遺族年金などの場合は振込通知書など）も必要です。

申請方法 4月3日(月)から、必要書類を区役所市民総合窓口課または市民センターへ直接持参または郵送。電子申請も可。利用券は市民総合窓口課でのみ即日交付。それ以外は、後日発送。

要件、申請方法など詳しくは、[千葉市 はりきゅうマッサージ](#)

問区役所市民総合窓口課

中央 ☎221-2133 花見川 ☎275-6278 稲毛 ☎284-6121

若葉 ☎233-8133 緑 ☎292-8121 美浜 ☎270-3133

高齢福祉課 ☎245-5171 FAX245-5548

障害者へ福祉手当を支給しています

障害のある方やその保護者に手当を支給しています。支給を受けるためには、申請が必要です。申請方法など詳しくは、[千葉市 障害手当](#)

特別児童扶養手当

対象 次のいずれかに該当する20歳未満の方（施設入所者、障害年金受給者を除く）の保護者

・身体障害おおむね1～3級（内部障害の場合は所定の診断書により判定）

・知的障害A～おおむねBの1

・精神障害（上記の障害と同程度）

月額 1級53,700円、2級35,760円

特別障害者手当

対象 20歳以上で、重度の障害が重複するなど、日常生活において常時特別の介護を必要とする方（施設入所者、3カ月を超え入院している方、市福祉手当・経過福祉手当受給者を除く）

月額 27,980円

障害児福祉手当

対象 20歳未満で、重度の障害があり、日常生活において常時介護を必要とする方(施設入所者、障害年金・市福祉手当受給者を除く)

月額 15,220円

市福祉手当

対象 次のいずれかに該当する方（20歳未満の方はその保護者）

・身体障害1級（20歳未満の方は1・2級）

・身体障害2～6級（20歳未満の方は3～6級）で、おおむね6カ月以上寝たきりの方

・知的障害A～おおむねBの1

・精神障害1級

*65歳以上で新たに該当した方、施設入所者、3カ月を超え入院している方、特別障害者手当・経過福祉手当受給者、障害児福祉手当受給者の保護者を除きます。

月額 20歳以上5,000円、20歳未満7,000円

ただし、次の要件のうち2つ以上に該当する場合10,500円

・身体障害1・2級 ・知的障害A～Aの2 ・精神障害1級

市福祉手当以外の手当を受給している場合は、所得制限があり、現況の届け出が必要です。詳しくは、8月上旬に郵送する通知をご覧ください。

問保健福祉センター高齢障害支援課

中央 ☎221-2152 花見川 ☎275-6462 稲毛 ☎284-6140

若葉 ☎233-8154 緑 ☎292-8150 美浜 ☎270-3154

障害者自立支援課 ☎245-5173 FAX245-5549